

民間の立場から見た公金債権 回収業務について ～司法書士による公金債権回 収業務について～

日本司法書士会連合会
常任理事 小澤 吉徳
理 事 谷崎 哲也

1 基本的執務姿勢

【使命】

国民の権利擁護と公正な社会の実現

司法書士倫理

第1条 司法書士は、その使命が、国民の権利擁護と公正な社会の実現にあることを自覚し、その達成に努める。

2 司法書士の公金債権回収事務

- 1 法律事務として行うことができるのは、
弁護士、認定司法書士及び特例として
サービサーのみ
 - 2 滞納公金は大多数が140万円以下
 - 3 債権回収実務の経験と実績
 - 4 相続・後見その他財産管理手続きの経験と実績
 - 5 生活再建支援としての多重債務被害救済活動の
経験と実績（※別添資料参照）
 - 6 福祉的配慮及び自立支援対応の経験と実績
- ※ 法律事務としての滞納税金回収業務は除く

3 司法書士の経験と実績について（1）

相続・後見その他財産管理手続きの経験と実績

- 1 相続登記 1 0 1 万件（2013年法務省登記統計）
司法書士 1 人あたり年間 4 0 件超
- 2 成年後見人、財産管理人（不在者財産管理人、相続財産管理人）の選任申立手続き
- 3 後見人、管理人等への就任
 - ・ 高齢者等の財産管理・権利擁護
 - ・ 不在者等の財産の適正な管理・処分

司法書士の成年後見人等就任件数の推移

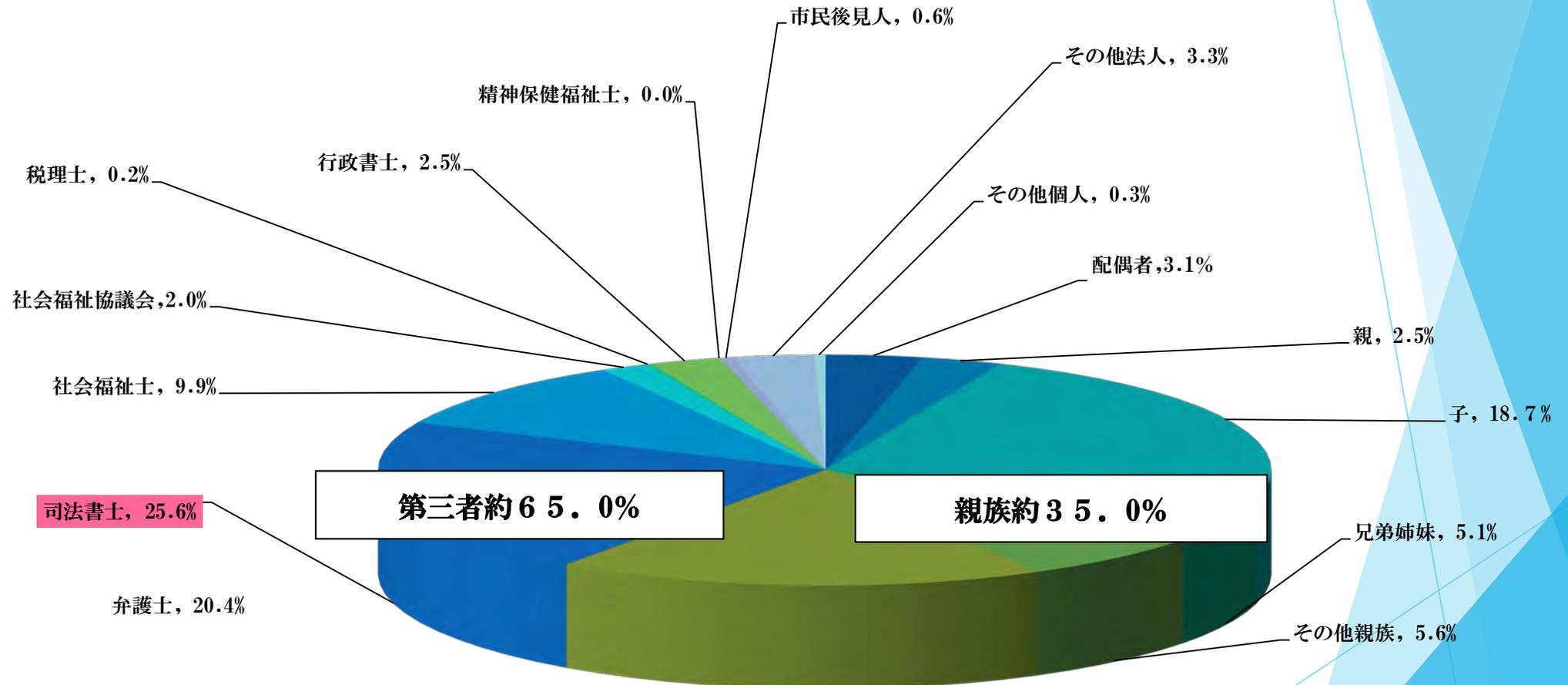
	就任数（件）
平成19年	2,339
平成20年	2,837
平成21年	3,517
平成22年	4,460
平成23年	4,872
平成24年	6,382
平成25年	7,295
平成26年	8,716

※最高裁公表資料「成年後見関係事件の概況」を引用

成年後見人就任内訳

最高裁公表資料「成年後見関係事件の概要」引用

平成26年



親族以外の第三者が成年後見人等を選任されたもの

司法書士：8,716件/弁護士：6,961件/社会福祉士：3,380件/法人：1,139件